

令和7年12月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年12月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

内田すなを 委員 末次 龍夫 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 皆さん、おはようございます。
12月総会の開催にあたり、報告をいたします。
本日は現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 どうも皆様、おはようございます。
それでは、ただいまより12月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの審議番号6番までの6件です。
西部地域、審議番号7番から5ページの審議番号18番までの12件です。
5ページをお願いします。
賃借権設定、東部地域、審議番号19番の1件です。
以上、審議番号1番から審議番号19番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号1番、5番及び11番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でございますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をよろしくお願いいたします。

委員 審議番号1番の案件につきまして、11月18日に申請人の****氏と、私、**農業委員、**農業委員、**推進委員、**推進委員並びに事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、報告いたします。
申請人の**氏は現在、うきは市吉井町にお住まいです。新規就農の案件であるた

め、現在、久留米市に所有する耕作地はありませんが、既にうきは市で10,841㎡耕作されています。申請人の年齢は77歳です。農作業については、吉井町からの通いとなります。

取得する農地では、米、植木、苗木を栽培する予定となっております。栽培技術等については、既に40年以上前から農業に従事しており、問題ないと思われま。また、作業に必要な田植機、耕耘機等の機材は既に所有しています。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲も高く、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、12月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号5番の案件につきまして、11月26日に申請人の****氏と私、**農業委員、**推進委員並びに事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の**氏は、現在、朝倉市にお住まいです。対象農地に隣接する住宅と一体的に購入し、自家消費用の作物を作付けする予定です。新規農地取得です。

申請人の年齢は56歳です。農作業につきましては、当面の間、朝倉市からの通いとなりますが、住宅購入後は転居し、妻と2人の子と一緒に管理を行っていく予定とのことです。

取得する農地では、野菜、果樹、花を栽培する予定となっております。栽培技術等につきましては、農業を営んでいる義母に相談するとのこと。また、作業に必要な機材ですが、草刈機は既に所有しており、農地取得後に耕耘機を購入、併せて軽トラックを義母から借り受ける予定です。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲も高く、今後も適切な農地の管理を見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果につきまして、12月2日に東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号11番の案件につきまして、11月21日に申請人の****氏、私、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告します。

申請人の**氏は、今回、安武町の農地を買い受け、農業を始める予定です。新規農地取得です。

申請人の年齢は43歳です。農作業は、申請人本人と夫の2名で行うとのことです。営農計画は、トウモロコシやタマネギ、トマトなどの野菜を作付けする計画となっております。**氏は、20年ほど実家での米作りを手伝っていた経験があります。農機具については、耕耘機、トラクター、軽トラックを実家より借用する予定です。収穫物は出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、12月3日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて終了いたしまして、採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
なお、審議番号1番は、議席番号**番の***委員が申請人の*****の役員であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当いたします。
よって、第2号議案は、先に審議番号1番を審議し、次に審議番号1番を除く全ての議案を審議いたしたいと思います。
それでは、第2号議案の審議番号1番を議題といたします。

議席番号**番の****委員の退席を求めます。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

事務局 6ページをお願いします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町中尾、田、3筆、計2,560.64㎡のうち991㎡。

申請理由、申請地を農業用倉庫及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

東部審査会より報告をお願いいたします。

委員 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、露天駐車場及び農業用倉庫として利用するものです。

申請地は、竹野小学校から北西へ約600mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。污水につきましては、汲取りで処理します。生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして、採決をいたします。
第2号議案、審議番号1番に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案、審議番号1番は可決されました。
第2号議案、審議番号1番の審議が終了いたしましたので、議席番号**番の**
**委員の出席を求めます。
**委員へ報告をいたします。第2号議案、審議番号1番は可決されました。
それでは続きまして、審議番号1番を除く第2号議案を審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 6ページをお願いします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、2番、1件です。
2番、申請地、田主丸町益生田、畑、1筆、2.87㎡。
申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。
農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとし
て、不許可の例外規定を適用しております。
西部地域、3番、1件です。
3番、申請地、安武町武島、畑、1筆、41㎡。
申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。
農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとし
て、不許可の例外規定を適用しております。
以上で説明を終わります。

- 議長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会よりお願いします。
- 委員 東部審査会の4条申請について報告します。
審議番号2番、地図ナンバーは2番です。
転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。
申請地は、水縄小学校から西へ約1kmのところに位置します。
農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。
被害防除につきましては、既設の石積及び東側の道路と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。
以上1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 委員 西部審査会について報告します。
審議番号3番、地図ナンバーは3番です。
転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工済みのため、始末書付きの申請となっております。
申請地は、安武小学校から北西へ約470mのところに位置しております。
農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水されます。
被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、質疑を終了いたしまして採決をいたします。審議番号1番を除く第2号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号1番を除く第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、でございますが、審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、の審議番号10番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といたします。
それでは、第3号議案及び第4号議案を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 7ページをお願いします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、三瀨町高三瀨、田、1筆、368㎡。

申請理由、転用事業者を変更するものです。変更内容は、事業者を****氏から****氏へ変更するものです。こちらにつきましては、令和7年4月11日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは4、第4号議案10番と関連案件とな

ります。

8ページをお願いします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から、9ページ5番までの5件です。

1番、申請地、田主丸町以真恵、田、2筆、計472㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町以真恵、畑、1筆、472㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町長栖、畑、2筆、計443㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、5筆、計5,411㎡。

申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地18区画として利用するものです。

5番、申請地、田主丸町八幡、田、1筆、149㎡。

申請理由、申請地を取得して露天駐車場として利用するものです。

西部地域、6番から、11ページ10番までの5件です。

6番、申請地、合川町、田、1筆、237㎡。

申請理由、申請地を取得して貸露天資材置場として利用するものです。

10ページをお願いします。

7番、申請地、上津町、田、9筆、計8,267㎡。

申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地30区画として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いします。

8番、申請地、藤光町、畑、1筆、6,384㎡。

申請理由、申請地を取得して特定建築条件付売買予定地22区画として利用するものです。

9番、申請地、城島町内野、田、1筆、343㎡。

申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、三瀨町高三瀨、田、1筆、368㎡。

申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。第3号議案1番と関連案件となります。

なお、審議番号4番、7番、8番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会よりお願いいたします。

委 員 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、川会小学校から北西へ約200mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枿を経由して東側の側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

申請地は、川会小学校から南西へ約600mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農

地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設の擁壁により土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号3番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

申請地は、船越小学校から北東へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地18区画として利用するものです。

申請地は、JR田主丸駅から南へ約600mのところに位置します。

農地区分につきましては、東側の道路に面している農地については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。東側の道路に面していない農地については、JR田主丸駅から1km以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、新設する道路側溝から東側及び申請地中央に南北に走る水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する前面道路に埋設予定の下水道管を経由して、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号5番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、柴刈小学校から東へ約120mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設の石積み及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、5件につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員

西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号6番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。譲受人が営む土木工事業の会社へ貸す計画となっています。

申請地は、合川小学校から南西へ約620mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、排水桝を経由して、東側及び西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック畦畔により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地30区画として利用するものです。

申請地は、上津小学校から北西へ約920mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、新設される道路側溝から、北側の道路側溝及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地22区画として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から北東へ約1kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、新設される道路側溝から、北側の道路側溝及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び間知ブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

申請地は、城島保育園から東へ約620mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法で規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側及び西側の道路側溝へ排水されません。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、三潞総合支所から北へ約190mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、5件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 報告、終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。どうぞ。

委 員 7番の**は、久留米事務所はどこにあるのですか。北九州市が本社ということは分かりますが、最近、久留米への進出がとても目立つので、どこに会社があるのか教えてください。

事務局 お答えします。久留米市***町に支店があります。福岡市には****に支店があります。

委 員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございましたら。

「なしの声」

議 長 ほかにはないようでございますので、ただいまより質疑を終了し、採決をいたします。採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは、第3号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、第4号議案の審議番号4番、7番、8番は許可相当として農業会議に意見聴取をいたします。
それでは続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いします。
第5号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、安武町武島、田、1筆、116㎡。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは15。
2番、申請地、宮ノ陣町若松、畑、2筆、計10.08㎡。現況、宅地。証明理由、住宅への進入道路、その他日常生活上必要不可欠な通路であり、かつ舗装後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは16。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑はないようございますので、終了いたしまして、採決をいたします。
第5号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので、付議いたします。

1、内容、第1区、1番、1件です。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める担い手売買の経営面積の基準では178a以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべき者が新規就農者である場合とあり、今回の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積が178aを下回っていても担い手売買の基準に該当するものとなっております。

続きまして、第3区、2番から、14ページ、4番までの3件です。

続きまして、第4区、5番、1件です。

2、意見案、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたしまして、採決をいたしたいと思います。

第6号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたしたいと思います。

それでは続きまして、報告事項に参ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わりたいと思います。

次に、お諮りをします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたします。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、8番、後藤マス子委員、22番、保坂泰生委員をお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。